



待遇・福利厚生



- ◎ エルモ職員は、一般職の国家公務員です。
- ◎ 職員は、人事院が実施する国家公務員採用試験の合格者から採用されます。

給与

- ◎ エルモ職員は、内部規則(職員給与規則)に基づき給与が支給されます。

なお、給与制度は現行の国の制度と同様です。

- 債給(初任給)

大卒程度(行政)採用 182,200円(1級25号俸)

高卒者(事務)採用 150,600円(1級5号俸)

※ 就職経験等がある場合には、一定の基準により加算されます。

- 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、さらに地域によって地域手当・寒冷地手当等が支給されます。

- 賞与

期末・勤勉手当として、年2回賞与が支給されます。

勤務時間・休暇

- ◎ 月曜日から金曜日までの、原則として午前8時30分～午後5時15分(※)までの7時間45分です。
(完全週休2日制)

※勤務時間は、その他に午前8時～午後4時45分、午前9時45分～午後6時30分等、さまざまな区分があり、ご自身のライフスタイルや業務の都合に合わせた組み合わせが可能です。

- ◎ 1年間に20日間の休暇(年次休暇)のほかに、病気休暇、特別休暇(夏季、結婚等)、介護休暇等があります。なお、その年に残った年次休暇は、20日までは翌年に繰り越しができます。

福利厚生

- ◎ エルモ職員は、防衛省共済組合の組合員となります。
- ◎ エルモ及び防衛省共済組合は、職員が安心して健康な生活を送れるように、次のような事業を行っております。
 - 病気・負傷・出産・休業・災害などの万一のときに対する給付
 - 健康管理のための毎年の定期的な健康診断、日常の健康相談や病気・ケガなどに対する診療、人間ドックを受診する際の助成
 - 病気やケガにより障害を受けたときや、退職した場合などへの共済年金の給付
 - 公務上の災害、または通勤による災害を受けた際の災害補償